

原変比較表

橋梁塗装設計施工要領（平成 18 年 4 月）

対象項目	現行要領	改訂案	備考
<p>第 5 章 管 理 及 び 検 査</p> <p>5-1 管 理</p>	<p>5 - 1 - 2 塗料およびシンナー</p> <p>塗料およびシンナーは品質の管理、数量の管理を行い、取扱にも十分注意しなければならない。</p> <p>(1)品質の管理 使用塗料の品質は、塗料製造会社で行った品質検査試験結果により、製造ロット毎に確認しなければならない。なお、主任監督員が別途必要と認めた場合は、公的機関による抜取り試験を実施し、その結果を主任監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2)使用量の管理 使用数量（kg）を、工事中毎日確認し記録しなければならない。</p> <p>(3)取扱い 塗料は引火性の液体であり消防法で危険物に指定されている。また塗料には有機溶剤や重金属が含まれており、高濃度で人体に作用する場合は健康上有害である。したがって塗料の運搬、保管、塗付の各段階で、次に示す関連法規等を遵守して安全な作業をしなければならない。</p> <p>1)消防法 2)労働安全衛生法 イ)労働安全衛生規則 口)有機溶剤中毒予防規則 八)特定化学物質等傷害予防規則 二)酸素欠乏症防止規則</p> <p>(解 説) 品質検査試験の試験法と合否の判定は、土木材料共通仕様書による。</p>	<p>5-1-2 塗料およびシンナー</p> <p>塗料およびシンナーは品質の管理、数量の管理を行い、取扱にも十分注意しなければならない。</p> <p>(1) 品質の管理 1)塗料の品質規格証明書 <u>各塗料は使用に先立って、その品質が所定の規格に適合することを証明する品質規格証明書（写し）を主任監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>2)塗料の抜取検査証明書 <u>塗装作業は抜取試験を実施し、抜取検査証明書を主任監督員へ提出して確認を受けてから開始しなければならない。なお、抜取検査証明書には、抜取試験で行った赤外吸収スペクトルチャートと品質規格証明書に添付されていた赤外吸収スペクトルチャート（写し）の両方を添付しなければならない。</u></p> <p>(2) 使用量の管理 使用数量（kg）を、工事中毎日確認し記録しなければならない。</p> <p>(3)取扱い 塗料は引火性の液体であり消防法で危険物に指定されている。また塗料には有機溶剤や重金属が含まれており、高濃度で人体に作用する場合は健康上有害である。したがって塗料の運搬、保管、塗付の各段階で、次に示す関連法規等を遵守して安全な作業をしなければならない。</p> <p>1)消防法 2)労働安全衛生法 イ)労働安全衛生規則 口)有機溶剤中毒予防規則 八)特定化学物質等傷害予防規則 二)酸素欠乏症防止規則</p> <p>(解 説) (1) 品質規格試験、抜取試験の試験法と合否判定は、土木材料共通仕様書による。品質規格証明書とは、土木材料共通仕様書の品質に示される、品質規格試験の項目を行った結果を公的機関（(財)日本塗料検査協会等）が証明書として発行したものをいう。抜取検査証明書は、土木材料共通仕様書の品質に示される、抜取試験の項目を行った結果を公的機関（(財)日本塗料検査協会等）が証明書として発行したものをいう。 <u>品質規格試験及び抜取検査の際、塗料の同一性を確認するため、赤外線吸収スペクトルを行い、証明書を主任監督員に提出することとした。</u></p>	

対象項目	現行要領	改訂案	備考
第5章 管理及び 検査 5-2 検査	5 - 2 検査 5 - 2 - 1 塗料およびシンナー 塗料およびシンナーは、品質検査、および数量検査を行う。 (1)品質検査 塗装工事着手前に、塗料製造会社で行った、品質試験結果により、製造ロット毎に検査する。なお、主任監督員が別途必要と認めた場合は、公的機関による抜き取り試験を実施し、その結果を主任監督員に提出しなければならない。 (2)数量検査 (イ) 工場塗装 原則として工場入荷後の充缶数について検査する。 (ロ) 現場塗装、塗替塗装 現場入荷時の充缶数と使用後の空缶数を検査する。 (解説) 写真の撮影方法については、「土木工事記録写真撮影要領」によること。 (1)充缶数の確認はパレット積みでもよい。	5-2-1 塗料およびシンナー 塗料およびシンナーは、品質検査、および数量検査を行う。 (1) 品質検査 <u>塗装施工会社から抜取検査証明書の提出を受けて塗装作業を開始しなければならない。抜取試験は1ロット1ヶ採取し公的機関で実施することとする。ただし、納入数量(工事単位)が180%以下(18%缶で10缶程度)未満で SDK P (首都高速道路規格)の塗料を使用する場合は、塗料製造会社が行う社内検査(抜取試験項目)の結果をもって、抜取試験に代えることができる。抜取試験が不合格の場合は図 5.1 試験フローのとおり追加検査をおこなわなければならない。</u> <pre> graph TD A[品質規格項目について検査実施] --> B{適合しているか} B -- No --> B1[不合格] B -- Yes --> C[品質規格試験合格] D[1ロットから1ヶ採取] --> E[赤外吸収スペクトルのパターンをとる] E --> F{品質規格試験合格品の赤外吸収スペクトルと同一と認められるか} F -- No --> G{品質規格試験合格品の同一な塗料と認められるか} G -- No --> G1[不合格] G -- Yes --> H[品質試験および抜取試験の項目について検査] H --> I{適合しているか} I -- No --> I1[不合格] I -- Yes --> I2[合格] F -- Yes --> J[抜取試験の項目について検査] J --> K{適合しているか} K -- No --> K1[不合格] K -- Yes --> K2[合格 (抜取検査証明書の発行)] L[1ロットから2ヶ採取] --> M[品質試験の項目について検査] M --> N{適合しているか} N -- No --> N1[不合格 (1ヶ以下)] N -- Yes --> N2[合格 (2ヶとも) (抜取検査証明書の発行)] </pre> 図 - 5.1 試験フロー (2) 数量検査 (イ) 工場塗装 原則として工場入荷後の充缶数について検査する。 (ロ) 現場塗装、塗替塗装 現場入荷時の充缶数と使用後の空缶数を検査する。	

対象項目	現行要領	改訂案	備考
第5章 管理及び 検査		<p>(解説) <u>品質試験の項目は土木材料共通仕様書(平成16年8月)による。試験の流れは図-5.1に示すとおりとし、それぞれの合否判定は土木材料共通仕様書(平成16年8月)によることとする。ただし、補修工事等で使用する塗料が少量の場合を想定し、納入数量(工事単位)が180 ㎏未満の場合は、社内検査により抜取試験に代えられることとした。ここでいう納入数量は1工事あたりで納入する1塗料の数量である。社内検査で代える場合、土木材料共通仕様書(平成16年8月)で定める抜取試験と同項目を実施することとする。</u></p> <p><u>赤外吸収スペクトルが同一と認められない場合には、その程度がわずかであれば抜取試験及び品質試験を加えて検査し、双方の規格に適合すれば合格とする。なお、赤外吸収スペクトルの照合結果、抜取塗料が明らかに品質規格試験に適合した塗料とは別の塗料と判断される場合には不合格とする。</u></p> <p>(2) 写真の撮影方法については「土木工事記録写真撮影要領」によること。 充缶数の確認はパレット積みでもよい。</p>	